

令和5年度  
第4回高松市農業委員会定例総会  
議 事 録

令和5年7月10日開会

高松市農業委員会



令和5年度第4回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年7月10日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 23人（委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 18番 原田 和幸
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

事務局 長  
兼 農政課 長 山上 浩平  
農政課 長 補佐 森 亮介  
農地係 長 森 明雄  
農政管理係 長 浮田 政宏  
副 主 幹 古免 範彰  
主 事 溝渕 勝久  
主 任 主 事 佐藤 雅彦  
主 任 主 事 多田 利浩

## 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について  
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（特別議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
（一般議案）
- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第11号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による  
開発計画に対する意見について
- 議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について
- 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第14号 香川県指定石清尾鳥獣保護区の存続期間の更新について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

**議 長(会長)** ただ今から令和5年度第4回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中23人で、定例総会は成立しております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がありませんので、議事録署名委員は9番三好委員及び3番佐竹委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第1号 農地法第18条第1項の規定による許可申請について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、一部を道路用地に転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については4条許可申請4番のとおりです。

2番は、身内に譲渡するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については3条許可申請所有権5番のとおりです。

3番は、賃借人が労力不足のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番、5番は、転用する予定のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、耕作のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番は、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

8番は、転用する予定のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページを御覧ください。

1番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については5条許可申請使用貸借1番のとおりです。

2番も、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については5条許可申請賃借権3番のとおりです。

3番は、第三者に譲渡するため、返還を受けたものです。所有権移転の内容については3条許可申請所有権6番のとおりです。

4番、5番は、第三者が転用するため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたも

のです。転用の内容については5条許可申請所有権11番のとおりです。

6番は、所有者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については4条許可申請6番のとおりです。

7番、8番は、転用する予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

9番は、第三者が転用するため、返還を受けたものです。転用の内容については5条許可所有権23番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、隣接している道路が狭く、拡幅を望む地元要望に応えたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、1番と同一の申請者が露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、住宅の駐車スペースが不足していることから、露天駐車場用地として造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請人は、高齢に伴い農地の維持管理が難しくなったことから安定した収入を得るために、新たな貸駐車場として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、大型化した農業車両や一般車両の通行に対応するため、申請地に隣接する農道の工事の際に、拡幅用地として農地の一部を提供したものが、現在もそのまま道路として使用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。18条6項通知1番に関連しています。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、高齢に伴い耕作が困難となりつつあり、また、近隣事業者から駐車場として利用したいとの要望を受けたことにより、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、老後の安定した家賃収入が見込める賃貸住宅の経営を考えているもので、周辺はマンションや共同住宅等により宅地化が進み、入居需要が十分見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

7番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が216.53平方メートルあります。

8番は、露天貸資材置場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地の維持管理に支障がでてきたところ、建設業を営む会社から資材置き場用地として、借地の依頼があったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、

被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の駐車スペースが不足し、車庫を建築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が844.10平方メートルあります。

10番も、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具等の収納に必要な納屋を隣接農地に建設したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和30年及び61年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が669.75平方メートルあります。

議案書4ページを御覧ください。

11番も、農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代において納屋を建てたもので、一部が農地に越境していることがこの度の農地の調査で判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が823.40平方メートルあります。

12番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族所有の車が増加したことに伴い、車庫を隣接農地に建設したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が332.28平方メートルあります。

13番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、老後の安定した収入を確保するため、共同住宅経営を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅南側の農地に農機具等を入れる納屋を建築して使用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。



一般基準については、申請地は昭和53年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、発電出力9.9キロワット、パネル面積約2.61平方メートルを15枚、設置の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用者は畜産業を行っており、牛舎に必要な電力を補うための太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適切であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和4年9月1日付けで経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が56.09平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について15件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、令和4年5月13日付けで、住宅2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、住宅階数の変更に伴い建築面積が変更したため、計画変更をすることと、併せて、工事期間を令和4年6月1日から令和5年7月10日に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による

許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について、を議題といたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の三好委員より報告をお願いいたします。

**三好委員** 現地調査委員の三好です。

今回の特別現地調査委員は、佐竹委員と、私の2名で7月7日に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権移転案件8件です。うち、2番、3番及び5番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について御説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、高松市立玉藻中学校北東500メートルに在り、不動産業を営む転用事業者が、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、北側及び西側が市道に面し、幹線道路へのアクセスも良く、交通の利便性が高く、周辺は教育・商業施設が整備され、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立屋島東小学校北西1キロメートルに在り、発電出力200キロワット、パネル1枚の面積約2.58平方メートルを504枚、36基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、令和5年2月1日に経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受け、転用の確実性も認められます。

また、隣接農地関係者の同意も得ており、転用によって付近の土地へ被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において解決する旨の確約書が提出され、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、ことでん長尾線水田駅南600メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南側が市道に面し、国道11号線東バイパスに近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番は、ことでん長尾線西前田駅西 800 メートルに在り、3番と同じ転用者による特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が市道に面し、国道 11 号線東バイパスに近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは、佐竹委員が説明します。

**佐竹委員** 現地調査委員の佐竹です。

引き続き、5条特別議案書2ページを御覧ください。

5番は、高松市立協和中学校南西 350 メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南側が市道に面し、国道 11 号線東バイパスに近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が 102.83 平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番は、高松市立龍雲中学校東 1 キロメートルに在り、鉄工業を経営する法人は、近年業績が好調で既存の施設が手狭なことから、新たに事務所・作業所用地として転用申請するものです。なお、本来であれば使用する法人が転用者となるべきところですが、法人の資金面等の関係から役員個人が取得し法人へ貸し付けるものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び西側が市道に面し、主要地方道三木国分寺線に近く、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する雑種地等が 11.32 平方メートルあります。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番は、香川県警察本部運転免許センター南 60 メートルに在り、自動車の修理、販売業を主たる事業とする法人が、事業多角化の一環として、新たに共同住宅を建築し、経営をするため

転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は商業施設が整い、分譲住宅、共同住宅により宅地化も進み、住環境に優れた地域であり、入居の需要が十分見込まれ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、高松市立国分寺中学校南50メートルに在り、安定した収入確保のため、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅、共同住宅により宅地化も進み、住環境に優れた地域であり、入居の需要が十分見込まれ、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権8件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝淵主事** 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業等を営む法人が、露天貸駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、不動産業等を営む法人が、分譲マンション用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,249.08平方メートルあります。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は鉄工会社を経営しており、事業拡大により共同住宅の経営を開始するため、新たな共同住宅の敷地造成用地として転用するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、自動車の買取、販売、取引斡旋業及び輸出入等を行う法人が、事業が好調であることから新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,042.24平方メートルあります。

6番、7番は、特別議案です。

8番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書7ページを御覧ください。

9番は、先程の8番の申請で新築する住宅に進入するための道路用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農

地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、建築・土木工事業を営む法人が、従業員の増加に伴って駐車場が不足しているため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、住宅・店舗建築工事の設計、施工等を営む法人が、事業が好調であることから新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接しており、物品等を搬入する際の利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知4番と関連しています。

12番は、不動産の賃貸及び管理業等を営む法人が、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、交通の利便性も良く、周辺は、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、特別議案です。

議案書8ページを御覧ください。

15番は、特別議案です。

16番は、申請者が代表を務める法人が、現在使用している資材置場が手狭であることから、新たに露天貸資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道太田上町志度線に接しており、資材等を搬入する際の利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1.49平方メートルあります。

17番、18番は、特別議案です。

19番は、社会福祉法人が、現在の駐車場が手狭であり、新たに従業員専用の駐車場が必要になったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接しており、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,174.12平方メートルあります。

議案書9ページを御覧ください。

20番は、住宅への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が683.19平方メートルあります。

21番の転用者は、不動産の売買及び賃貸借の媒介等を営む法人で、申請地付近では、現在、駐車場が不足しており、近隣の住民及び企業等から駐車場の要望があったため、露天貸駐車場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が65.23平方メートルあります。

22番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と西側が市道に接し、交通の利便性も良く、周辺は分譲住宅・共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者と

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 165.26 平方メートルあります。

23 番は、住宅の排水路用地として転用申請するものです。

立地基準については第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 471.47 平方メートルあります。使用貸借返還通知 9 番と関連しています。

24 番は、特別議案です。

25 番の転用者は、不動産賃貸及び管理業等を営む法人で、申請地付近では、現在、倉庫が不足しており、近隣の住民及び企業等から貸倉庫の要望があったため、露天貸倉庫用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道に接し、資材等を搬入する際の利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26 番は、病院を経営する医療法人社団が、現在の駐車場が手狭であり、新たに来客及び従業員の駐車場が必要になったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道三木綾川線に接しており、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 1,940.49 平方メートルあります。

27 番は、特別議案です。

議案書 10 ページを御覧ください。

28 番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和 60 年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 193.99 平方メートルあります。

29 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。



一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、建設業、貨物利用運送業等を営む法人が、事業が順調に伸びたことにより、資材置場が不足し、新たに資材の保管場所が必要であることから、露天資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が県道に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

31番は、転用者が代表を務める法人が、現在使用している資材置場が手狭であることから、新たに露天貸資材置場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道三木綾川線に接しており、資材等を搬入する際の利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 11 ページを御覧ください。

1番は、薬局用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、1番と併せて、貸診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、家具、建具、寝具の卸並びに販売等を営む法人で、既存の駐車場が手狭となり、更には事業拡大に伴い来客者の車両が増加することから、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道 193 号線にも近く、交通の利便性が良く、また、事業所からも近いため、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者

の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が9,562.77平方メートルあります。また、使用貸借返還通知2番と関連しています。

4番は、測量機器及びコンピューターを用いた設計システムの販売・レンタル・メンテナンス等を営む法人が事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、ドラッグストアの経営等を営む法人が新たな店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,103.56平方メートルあります。

6番の転用者は、高速乗合バス事業等を営む法人で、新たにバス乗り場を設置する際の乗客用の駐車場が必要になったため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が県道山崎御厩線に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、県外在住の子どもが跡を継ぎ、現在の住居に住むことにより、転用者が新しく住宅が必要となったことから、妻所有の農地を借り受けて農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知1番と関連しています。

2番は、現在、借家住まいで子の誕生を考えると、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者

の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、現在、借家住まいで、家財等が増え、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、実家も近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、実家にも隣接しており、家族の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3条使用貸借の取消願1番と関連しています。

6番は、現在、借家住まいで子の誕生を考えると、住居が手狭となるため、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が81.01平方メートルあります。

7番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、南側が県道岡本香川線に接し、また、実家にも隣接しており、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、義父所有の農地を借

り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、借人の妻の実家にも近く、将来、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、現在、借家住まいで子の誕生を考えると、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家にも隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が59.35平方メートルあります。

10番は、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、親と同居し面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和49年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が267.92平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権23件、賃借権6件、使用貸借10件、計39件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書13ページを御覧ください。

本件は、平成17年5月26日付けで排水管理設用地として農地法第3条第1項の規定による使用貸借の許可を受けていましたが、該当地が第三者への転用申請が提出され、合わせて、3条許可の取消願があったものです。5条許可申請使用貸借5番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第6号については、受理することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明いたします。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番、3番、4番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、ともに野菜等を栽培するものです。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。18条6項通知2番に関連しています。

6番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜・果物を栽培するものです。

使用貸借返還通知3番に関連しています

7番、8番、9番も、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はそれぞれ野菜等を栽培するものです。

10番、11番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、10番は水稻、11番は水稻及び野菜を栽培するものです。

12番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は米、野菜を栽培するものです。

13番は、譲受人が、小作地を取得するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

14番は、後継者が一括贈与を受けるもので、取得後は米、野菜を栽培するものです。

15番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

16番、17番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18番、19番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、18番はビワ、19番は野菜を栽培するものです。

20番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

21番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は米、野菜を栽培するものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転21件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**古免副主幹** 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書 17ページを御覧ください。

1番は平成5年ごろから、2番は平成10年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

3番は、昭和25年頃から、農業用の水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。議案書13ページを御覧ください。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。  
議案書18ページを御覧ください。

1番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長** 御異議がないようでありますので、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**森農地係長** 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和5年6月30日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題のない旨の報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

今回は、事業用等の一般案件でなく、6月、10月、2月に受け付けております、自己住宅及び農業用施設用地に係る「特例の除外申請」であります。

まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

2ページを御覧ください。

中ほどの表に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、件数が5件、合計面積で1623.05平方メートルです。

3ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り、農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、件数で1件、合計面積で300平方メートルです。

以上 議案第10号について 御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないよう  
でありますので、議案 10 号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案の  
とおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第 10 号 高松農業振興地域整備計画の変更  
に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 18 条第 1 項の規定によ  
る開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第 11 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 18 条の規定によ  
る開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料 2 の裏面を御覧ください。令和 5 年 6 月 2 日付けで高松市長から開発計画に対する意見  
聴取がありました。

これは、右のページのとおり、令和 5 年 5 月 26 日付けで有限会社藤嶋組から香川県知事宛に  
土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地は高松市塩江町安原上宇生山 1781 番 1 外 4 筆で、合計面積 0.3618 h a  
あります。

次のページ以降に位置図、平面図、工程表を付しています。

資料の表ページにお戻りください。

土地開発行為の目的は、土砂の採取を行い、採取後に農地として造成するもので、この度  
の変更協議は、土砂の需要の減少により予定期間内に事業が終了することができず、期間を令和  
8 年 5 月 31 日まで、3 年間延長するものです。

6 月 23 日に塩江地区担当委員と現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在するこ  
とを確認しました。

地区部会で協議した結果、高松市長には、下段 5 のとおり「開発に当たっては、開発区域  
の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じ  
ること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第 11 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 18 条第 1 項の規定による  
開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう  
でありますので、議案第 11 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 18 条第 1 項の規  
定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議  
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第 11 号 みどり豊かでうるおいのある県  
土づくり条例第 18 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見



決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**佐藤主任主事** 議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

次のページのとおり、令和5年5月2日付けで高松市長から香川町での地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について照会がありました。

6月1日に香川町地区担当委員及び事務局職員、並びに地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については次のページ以降の農地変更調書の中にある農業委員会意見欄に案として記載しております。

1番から最終ページの220番まで公簿地目は農地ですが、耕作はされておらず、現況は公衆用道路及び宅地等が一部で残りは全て山林と、農地以外の土地となっております。

また、今回の照会地について、現況及び利用状況から、香川町地区担当委員と協議した結果、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、表紙の3 市長への回答(案)のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません。」と回答しようとするものです。

以上、議案第12号 農地の地目認定について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

**議 長** ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり、市長へ回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**浮田農政管理係長** 議案第13号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。資料4を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、6月19日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は7月28日となっております。

一枚めくっていただきまして、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付の期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第13号、農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

**議 長** ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議 長** 御異議がないようでありますので、議案第13号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 香川県指定石清尾鳥獣保護区の存続期間の更新について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**溝渕主事** 議案第14号 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条の規定による鳥獣保護区の存続期間の更新に対する意見について御説明申し上げます。

資料5の1ページを御覧ください。

令和5年6月15日付けで、同法の規定に基づき、香川県環境森林部長から香川県指定石清尾鳥獣保護区の存続期間の更新について意見照会がありました。

3ページの位置図を御覧ください。

香川県指定石清尾鳥獣保護区は、国有林を区域とするもので、区域面積は、5ページの下段に記載のとおり、合計面積124ヘクタールの範囲となっております。

同じく資料5ページの1の（3）を御覧ください。

現在の鳥獣保護区存続期間が令和5年11月14日に満了となることから、同年11月15日から令和15年11月14日までの10年間、期間更新をするものです。

8ページを御覧ください。

同年6月29日に開催された第1地区部会において審議された結果、昨今の有害鳥獣による農作物被害の発生状況を考慮すると、積極的に賛成できるものではないことから、県指定回答様式の「存続期間更新についての賛否」については、「賛成」といたしますが、「意見・条件など」として、「石清尾鳥獣保護区の存続期間更新について、鳥獣保護の観点からは概ね賛成せざるを得ないが、当該区域内においては、農産物等への甚大な被害が発生していることから、鳥獣捕獲の関係法令の規定に基づき厳正に対処することに対して、県においても、積極的な協力・助言をお願いする。」という内容で意見が整ったことから、本会議の回答原案とするものです。

以上、議案第14号について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

**真鍋芳治委員** 鳥獣捕獲について意見を出すのなら、条件付き賛成にすべきではないか。

**溝渕主事** 前回（10年前）も同様の回答をしている。

**富本委員** 昨今のイノシシ等による農作物への被害で農業者は苦しんでいる。前回と違った意見になることはやむを得ないのではないか。

**議 長** この回答案は第1地区部会で検討された結果であり、佃部会長の意見を聞く必要があるのではないか。

**佃 俊子委員** 部会で十分議論はしたのですが、条件付き賛成の方がふさわしいとなれば、それで回答してもかまわない。

**議 長** 今回の市の考え方がきちんと県に伝わるよう、事務局として調整してほしい。

議案第14号については「条件付き賛成」の意見を付して、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、議案第14号については「条件付き賛成」の意見を付して、回答することに決定いたしました。

**議 長** 続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。事務局の説明を求めます。

**森農地係長** 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料4を御覧ください。

期間としましては、令和5年6月6日から同年7月4日分までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、6月議決分といたしまして4条が6件、5条が18件、合計で4条が6件、5条が25件です。

許可保留件数につきましては、4月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、6月議決分といたしまして4条が0件、5条が1件、合計で4条が1件、5条が7件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。令和5年4月議決分の5番が、経済産業省認可の名義相続変更により、許可保留になっております。

2ページを御覧ください。

許可保留案件はありませんでした。

3ページを御覧ください。

次に5条関係です。令和5年3月議決分の所有権2番、25番が、表の右端の欄に記載のあるとおり、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

次に、令和5年5月議決分の所有権8番、10番が、表の右端の欄に記載のあるとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、法定外用途廃止により、現在、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

令和5年6月議決分の所有権2番番が表の右端の欄に記載のあるとおり、それぞれ、道路工事承認未了、法定外占用により、現在、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

**議 長** ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和5年度第4回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時5分 閉会